

平成 24 年 4 月～6 月の太陽光余剰電力購入単価表 (平成24年3月の太陽光余剰電力購入単価表の一部改正)

1. 対 象

本単価表は、「エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律」(平成21年法律第72号)にもとづく「非化石エネルギー源の利用に関する一般電気事業者等の判断の基準」(平成21年経済産業省告示第278号)における、一般電気事業者の太陽光発電による電気の調達(以下「買取制度」といいます。)の対象となる場合に適用いたします。(対象とならない場合については、別表1「買取制度の対象とならない場合」を参照願います。)

なお、「平成21年経済産業省告示第278号」の公布以降において定められた買取制度に関する告示等も含まれます。

2. 購入単価

現行の余剰電力買取制度は、平成24年7月1日に施行される「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」による制度に移行されることとなっております。

これに伴い、平成24年7月1日以降に受給開始となる場合の「単価の適用条件」について、以下のとおりお知らせいたします。

(1) 単価の適用条件

適用単価	適用条件
平成24年度 (4月～6月) 単価	・ 原則として平成24年4月1日から平成24年6月30日までに当社に受給契約の申込みをされ、平成24年9月30日までに当社電力系統への連系および売電を開始される場合。

なお、別表2「適用単価および単価適用期間に関する留意事項」もご覧ください。

(2) 単 価 表

(単価は全て1キロワット時あたり、税込)

	区分 (系統連系電圧)	受給最大 電力 ^{※1}	購入単価		
			太陽光発電 単独	太陽光発電設備以外の自家用発電設備等を併設 押上効果なし ^{※2}	押上効果あり ^{※3}
平成24年度 (4月～6月) 単価	住宅用 (低圧)	10kW未満	42円00銭	42円00銭	34円00銭
		10kW以上	40円00銭 ^{※4} 24円00銭 ^{※5}	40円00銭 ^{※4} 24円00銭 ^{※5}	32円00銭 ^{※4} 20円00銭 ^{※5}
	非住宅用 (高圧・特別高圧)	500kW未満	40円00銭 ^{※4} 24円00銭 ^{※5}	40円00銭 ^{※4} 24円00銭 ^{※5}	32円00銭 ^{※4} 20円00銭 ^{※5}

※1： 契約上受給できる最大電力をいい、太陽光発電設備の出力値(パネル出力の合計)とパワーコンディショナー(インバーター)出力値のいずれか小さい値といたします。

なお、同一需要場所に同一名義による電灯契約と動力契約など複数の需給契約を有し、かつ各々に太陽光発電設備を設置し当社電力系統に連系および売電する場合のそれぞれの受給契約の購入単価は、各々の受給最大電力を合計した値にもとづき判定いたします。

※2： リレー装置が設置されている等、当社電力系統への逆流発生時に太陽光発電設備以外の自家用発電設備等が停止または解列する場合。

※3： ※2に該当しない場合で、リレー装置が設置されている等、太陽光発電設備以外の自家用発電設備等からの電気が当社の電力系統に流れ込まない場合。

※4： 国から新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受給していないことおよび平成23年度以降に太陽光発電設備が新たに設置されたことが、国の設備認定(RPS認定等)により確認される場合。

なお、別表3「住宅用10kW以上および非住宅用の適用単価に関する留意事項」もご覧ください。

※5： ※4に該当しない場合。

3. 適用開始時期

当社電力系統と連系を開始した日(電力受給開始日)以降、適用いたします。

4. 単価適用期間

当社電力系統と連系を開始した日（電力受給開始日）以降、最初の検針日^{※6}が属する月の翌月から起算して120月目の検針日の前日までといたします。

※6：電力受給開始日が検針日にあたる場合は、電力受給開始日が最初の検針日となります。

5. 単価適用期間終了後の購入単価

単価適用期間終了前に、当社が別に定め公表いたします。

6. その他

本単価表の用語は、「太陽光発電設備設置にともなう系統連系および余剰電力購入に関する契約要綱」によります。

なお、本単価表に記載のない条件による購入単価につきましては、別途お問合せください。

以 上

別表1：買取制度の対象とならない場合

- (1) 需給契約の契約種別が、特定の季節や夜間の消費を目的としたものである場合（「定額電灯」、「臨時電灯」、「公衆街路灯」、「臨時電力」、「農事用電力」、「深夜電力」、「融雪用電力」など）は適用対象外となります。
- (2) 高圧連系で受給最大電力が 50kW 以上 500kW 未満であり、かつ需給契約の契約電力を上回る場合は適用対象外となります。なお、適用対象後、需給契約および受給契約に変更がない場合でも、毎年、受給最大電力と需給契約の契約電力との見比べを行いません。見比べの結果、契約電力を 2 倍した値が受給最大電力を下回る場合は、当該見比べ時の翌月より、買取制度の対象外となります。
- (3) 受給最大電力が 500kW 以上の場合は対象外となります。
- (4) 太陽光発電設備に太陽光発電設備以外の自家用発電設備等を併設し、自家用発電設備等からの電気が当社の電力系統に流れ込む場合（リレー未設置の場合）は対象外となります。

別表2：適用単価および単価適用期間に関する留意事項

- (1) 太陽光発電設備を増設または減設した場合
- (2) 太陽光発電設備に太陽光発電設備以外の自家用発電設備等を併設した場合、または併設していた自家用発電設備等を撤去し太陽光発電単独となった場合

《(1), (2)ともに》

[適用単価] ・設備変更後も単価表の適用年度は変更いたしません。

・設備変更日以降、設備変更後の受給最大電力等の条件に応じて適用いたします。

[単価適用期間] ・変更いたしません。

[その他] ・設備変更にともない、買取制度の対象外となった場合は、当社が別に定める購入条件にて購入いたします。

- (3) 貸家等で既存の太陽光発電設備を入居にともない新たにご使用される場合

- (4) 受給契約が廃止（買取制度の対象外となる場合を含む）となり、再び受給契約を締結する場合

《(3), (4)ともに》

[適用単価] ・本単価を適用いたします。

[単価適用期間] ・新たに受給契約を申込みされたものとして取り扱います。

(単価表4. 単価適用期間を参照ください。)

別表3：住宅用 10kW 以上および非住宅用の適用単価に関する留意事項

- (1) 国から新エネルギー等導入加速化支援対策費補助金を受給していないこと、および平成 23 年度以降に太陽光発電設備が新たに設置されたことが国の設備認定（RPS 認定等）により確認される場合

[単価適用期間] ・当社が国の設備認定の証憑を確認した日が属する月から、単価変更となります。

・買取期間は、単価変更前の期間を含む10年間となります。

[その他] ・国の設備認定申請につきましては、原則として、太陽光発電設備の設置者に実施していただきます。